平成２５年（フ）第１３９号
山口県防府市大字新田521番地の１　新田ハイツ202号
債務者　桑原　成子
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
山口県防府市大字新田521番地の１　新田ハイツ202号
債務者　桑原久美子
１　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１３５９号
福岡市南区寺塚１丁目５番33―404号
破産者　高良　政明
１　決定年月日　平成26年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７３２号
福岡市東区千早１丁目44番10―707号
破産者　山崎　勝広
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３２４号
福岡市東区松島１丁目42番５号
破産者　早川　一良
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４２９号
福岡市南区若久団地53番508号
破産者　長田　　穣
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３２０号
佐賀県鳥栖市元町1247―７―602、住民票上の住所広島県広島市中区舟入中町４番40―303号
破産者　遠藤　淳一
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
佐賀県佐賀市赤松町12番27号　３号室
破産者　上田　満秀
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀7450番地28
破産者　久冨　正喜
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１４号
沖縄県那覇市字国場285番地　大嶺アパート102
破産者　儀間　　武
１　決定年月日　平成26年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１１１号
北海道苫小牧市新富町１丁目８番16号　コーポソレイユ102号
破産者　小玉　浩明
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１１０号
宮城県多賀城市大代５丁目２番20号
破産者　遠田みゆき
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４６３号
宮城県多賀城市留ケ谷１丁目38番２―506号
破産者　三浦　啓子
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５３８号
仙台市若林区伊在字土府12番地の４　昴マンション302、従前の住所仙台市泉区加茂２丁目78番地の27
破産者　佐藤　　弘
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５３９号
仙台市若林区伊在字土府12番地の４　昴マンション302、従前の住所仙台市泉区加茂２丁目78番地の27
破産者　佐藤　智子
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５５４号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目11番地　市営住宅５Ａ13棟12
破産者　伊藤　直樹（旧姓千葉）
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５５５号
仙台市太白区鹿野２丁目17番２号　朋友ハイム201
破産者　関川　　隆
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５８０号
仙台市太白区西の平１丁目24番25号
破産者　小島　信一
１　決定年月日　平成26年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係